

令和7年度からの多子世帯の修学支援制度について(2025.2.13)

令和7年度から多子世帯への大学等の無償化制度が始まります。

この制度は、申請により多子世帯の授業料と入学金について免除となる制度です。令和6年までは年収600万円程度で給付奨学金の対象となった世帯のみ減免を受けられましたが、令和7年度からは所得制限はなく(資産要件あり別表の欄外参照)、令和5年度12月31日時点(令和6年の税情報に反映しているもの)で生計維持者(父母等)の扶養する※子どもの人数が3人(本学生も含め)以上の場合に申請できます。最終的に日本学生支援機構の審査により採用を決定します。令和7年度の進学者の他、令和6年度以前の在学生(現在貸与奨学金を受けている学生も含め)も条件に該当すれば、申請できます。

尚、給付奨学金を受給する学生の方は、給付奨学金+多子世帯の授業料(+入学金)の減免制度が適用されます。

詳しくは別紙の【支援区分】の表をご覧ください。

【手続きについて】

4月以降、日本学生支援機構を通じて行います。手続き詳細は3月下旬頃、お知らせ致します。

参考

※【扶養する子の範囲】

令和7年度～	
(多子世帯の要件) 生計維持者（父母等）の扶養する子等が3人以上	
(扶養する子の範囲) 税情報により確認できる生計維持者の被扶養者のうち、以下に該当する者	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者の子（実子・養子） <ul style="list-style-type: none"> ※課税情報に反映されていない「新たに出生した実子」などを含む ・ 生計維持者の年下の親族（弟妹など） など 	

【支援区分】

条件等（年収目安）	区分(1子・2子世帯)	支援額		区分（多子世帯）	支援額	
		給付型奨学金	授業料等減免		給付型奨学金	授業料等減免
非課税世帯(～270万円)	第Ⅰ区分	(上限額) 90万円/年	(上限額) 70万円/年	第Ⅰ区分(多子世帯)	(上限額) 90万円/年	(上限額) 70万円/年
準非課税世帯(270万円～300万円)	第Ⅱ区分	(2/3) 60万円/年	(2/3) 47万円/年	第Ⅱ区分(多子世帯)	(2/3) 60万円/年	(上限額) 70万円/年
準非課税世帯(300万円～380万円)	第Ⅲ区分	(1/3) 30万円/年	(1/3) 23万円/年	第Ⅲ区分(多子世帯)	(1/3) 30万円/年	(上限額) 70万円/年
中間層(380万円～600万円) かつ理工農学部等	第Ⅳ区分(理工農)	—	(1/3or1/4) 23万円/年	—	—	—
中間層(380万円～600万円) かつ多子世帯	—	—	—	第Ⅳ区分(多子世帯)	(1/4) 22万円/年	(上限額) 70万円/年
中間層以上（600万円～） かつ多子世帯	—	—	—	多子世帯	—	(上限額) 70万円/年

※金額は私立大学・自宅外の場合で例示。

※「第Ⅳ区分（理工農）」と「第Ⅳ区分（多子世帯）」の両方に該当する場合は、原則として「第Ⅳ区分（多子世帯）」として取り扱う。

※「第Ⅳ区分（対象外）」の区分は廃止。

※「支援額」欄のうち、水色の欄は資産要件の上限額5,000万円未満、黄色の欄は3億円未満。（次項参照）